

みよし市選挙管理委員会会議録

日時 平成29年9月1日(金)
開会 午後1時30分
閉会 午後2時15分
場所 みよし市役所 特別会議室

出席者（選挙管理委員会委員）

委員長	伊豆原 要	委員	原田 重助
職務代理者	三浦 和夫	委員	内田 銑造

（書記）

総務部長（書記長）	原田 清明	総務課副主幹（書記）	岡田 珠見
総務部次長（書記）	廣瀬 邦仁	総務課主任主査（書記）	塚崎 仁
総務課長（書記）	野々山 清	総務課主事（書記）	福上 慎吾
総務課主幹	坂口 慶臣	総務課主事（書記）	丹羽 岬

公開の状況 公開

傍聴者 なし

次第

1 あいさつ

2 議題

- (1) 専決処分について（委員長報告）
- (2) 選挙人名簿定時登録（平成29年9月）について
 - ア 定時登録資格要件
 - イ 選挙人名簿登録数（9月定時登録）
 - ウ 在外選挙人名簿登録者数
 - エ 選挙権を有する者の50分の1の数の告示
 - オ 選挙権を有する者の3分の1の数の告示
- (3) みよし市長選挙の執行について
 - ア みよし市長選挙の日程について
 - イ みよし市長選挙の選挙長及びその職務を代理すべき者（案）について
 - ウ ポスター掲示場の設置数について
 - エ ポスター掲示板の規格について
 - オ 投票所について

- カ 個人演説会等公営施設について
- キ 投票用紙について
- ク 開票事務等予定時刻について
- ケ 立候補予定者説明会について
- コ 事前審査について
- サ 選挙公報について
- シ 啓発標語の募集について

3 その他

議題

名前	内容
野々山書記	<p>それでは、ただいまから選挙管理委員会を開催します。</p> <p>委員長はじめ委員の皆様方、お忙しい中お時間を作っていただきまして、ありがとうございました。本日はよろしくお願いいいたします。</p> <p>本日の会議は、みよし市選挙管理委員会会議公開規程第2条の規定により公開することとしておりますが、会議の開催前に傍聴の受付を行ったところ、傍聴を希望する者はいませんでしたので、報告させていただきます。</p> <p>それでははじめに、伊豆原委員長よりごあいさつをよろしくお願いいいたします。</p>
伊豆原委員長	<p>こんにちは。本日はお忙しい中、選挙管理委員会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。今回から部長さん、次長さんにもご出席をいただきまして、新しいメンバーで委員会を運営していくこととなりますが、よろしくお願いいいたします。</p> <p>前回の選挙管理委員会で決めていただきました11月の市長選挙が近付いております。これから準備も本格化するかと思いますが、準備の段階から慎重に進めて参りたいと思います。皆様方には、よろしくご審議のほどお願いいいたしまして、あいさつとさせていただきます。よろしくお願いいします。</p>
野々山書記	<p>ありがとうございました。それでは、今日の議題を次第に沿いましてお願いいしたいと思います。これより先、議事の進行につきましては、委員長よろしくお願いいいたします。</p>
伊豆原委員長	<p>それでは、議題に入りたいと思います。</p> <p>議題（1）専決処分について、書記より説明をお願いいいたします。</p>
塚崎書記	<p>はい。それでは、議題（1）専決処分について説明をさせていただきます。</p>

	<p>お手元の資料が本日は何点かございますが、「選挙管理委員会次第」と書かれた資料でもって進めて参りますのでよろしくお願いたします。こちらの資料の1ページをご覧ください。</p> <p>専決処分についての委員長報告です。みよし市選挙管理委員会規程第17条第1項の規定に基づき処分した専決処分について報告をさせていただきます。処分事項につきましては、在外選挙人名簿への登録でございます。今回ご覧の4人の方から登録の申請がございました。2ページをご覧ください。申請のあった4人の方の被登録資格について確認をさせていただいた結果でございます。①が在外選挙人名簿に既に登録されている者でないこと。②が申請時に年齢が満18年以上であること。③が日本国民であること。④⑤⑥は欠格者でないこと。⑦は転出先の領事館の管轄区域内に引き続き3ヶ月以上申請人が住所を有していること。について本籍地の市区町村長に確認させていただきました。その結果、4人の方全て被登録資格を満たしていることが確認できましたので、登録をさせていただいた次第でございます。以上になります。</p>
伊豆原委員長	<p>ありがとうございます。ただいま書記から説明がありましたが、質問等ございませんか。</p> <p>よろしかったでしょうか。ご質問等無ければ、ただいまから採決に移りたいと思います。</p> <p>議題（1）専決処分について、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">＜異議なし＞</p>
伊豆原委員長	<p>ご異議ないようですので、議題（1）専決処分については、承認されたものといたします。</p> <p>続きまして、議題（2）選挙人名簿定時登録（平成29年9月）について、書記から説明をお願いします。</p>
塚崎書記	<p>はい。議題（2）選挙人名簿定時登録（平成29年9月）について、説明をさせていただきます。資料は3ページからになります。</p> <p>3ページに、今回の定時登録の資格要件が記載されております。1点目、2点目が基準日と登録日ですが、こちらは共に本日平成29年9月1日となります。登録要件ですが、まず、国政選挙の選挙権のある者、すなわち、日本国民であることと、年齢満18年以上の者であること。住所要件としましては、平成29年6月1日以前の転入者で、引き続き本市の住民であること。それから、平成29年4月3日以前の転出者は、抹消すること。平成29年5月1日から平成29年8月31日までの間の転出者については、3箇月以上本市の住民基本台帳に記録されていた者であること。帰化した方につきま</p>

	<p>しては、帰化の届出をした日以降、引き続き本市の住民であること。となっております。抹消要件としましては、平成29年4月30日以前の転出者。前回の登録時において登録のあった方で、平成29年9月1日、本日までにお亡くなりになった方。それから、欠格事項に該当した方。となっております。</p> <p>4ページに、今回の登録者数を載せさせていただいております。前回、6月の定時登録からの増減で申しますと、男性が7人の増、女性が30人の減、合計で23人の減となり、9月の登録者数は、男性が24,334人、女性が22,811人、合計47,145人となっております。5ページに投票区ごとの一覧を載せさせていただいておりますが、6ページに投票区ごとの、前回との比較増減表がございます。内訳としましては、一番大きな増減のあったところで西部投票区の29人の増、三好丘投票区で52人の減、全体で23人の減というような状況となっております。</p> <p>7ページをご覧ください。在外選挙人名簿の登録者数を載せさせていただいております。前回6月の定時登録からの増減で申し上げますと、男性が1人の増で62人、女性が1人の減で22人、合計で増減0の84人の登録状況となっております。8ページに領事館ごとの内訳を載せさせていただいておりますので、ご参照いただければと思います。</p> <p>9ページをご覧ください。こちらは選挙権を有する者の50分の1の数の告示でございます。地方自治法第74条第1項及び第75条第1項に規定する者の数ですが、今回登録者47,145人を50で割ると、942.9となりますので、すなわち943となります。10ページの方が選挙権を有する者の3分の1の数の告示になります。地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する数は、今回登録者数47,145人を3で割った数、すなわち15,715となります。9ページ、10ページの数につきましては、本日の会議終了後、告示をさせていただきたいと考えております。以上になります。</p>
伊豆原委員長	<p>ありがとうございました。ただいま書記から説明がありましたが、質問等ございましたらよろしく願いいたします。</p>
内田委員	<p>よろしいですか。選挙人名簿の登録日が6月から1日ずれましたよね。登録の要件で3箇月以上住んでいないといけないという決まりがあるかと思いますが、以前は2日に登録だったのが1日に変わったので、厳密に言うと3箇月のカウントを1日満たしていないことになるのでしょうか。</p>
塚崎書記	<p>従来の制度が、1日基準日の2日登録という制度でして、現在は1日基準日の1日登録ですので、実質は変わっていません。</p>

内田委員	<p>変わっていないのですね。分かりました。</p>
伊豆原委員長	<p>他にご質問等無ければ、ただいまから採決に移りたいと思います。</p> <p>議題（２）選挙人名簿定時登録（平成２９年９月）について、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">＜異議なし＞</p>
伊豆原委員長	<p>ご異議ないようですので、議題（２）選挙人名簿定時登録（平成２９年９月）については、承認されたものといたします。</p> <p>続きまして、議題（３）みよし市長選挙の執行について、書記から説明をお願いします。</p>
塚崎書記	<p>はい。議題（３）みよし市長選挙の執行について説明をさせていただきます。資料は１１ページ以降になります。</p> <p>まず１１ページですが、みよし市長選挙の日程についてです。本日９月１日から１１月までの日程を載せさせていただいております。この表の説明ですが、表の中ほどの内容欄で網掛けになっている部分が、本日お集まりの委員の皆様にご出席等をお願いしたい部分でございます。また、その中でも太枠の部分が、仮に市長選挙が無投票になった場合であってもお願いをしたい部分ですのでよろしくお願いいたします。上から申し上げますと、本日９月１日が選挙管理委員会、また、後ほど説明させていただきますが、本日９月１日の広報でみよし市長選挙の啓発標語の募集をさせていただいております。それから１９日ですが、啓発標語等の審査をお願いしたいと思います。１０月に入りまして１９日が立候補予定者説明会、１１月８日が事前審査、１１月１１日が選挙管理委員会で選挙人名簿の選挙時登録等を行います。１１月１２日が立候補の届出の受付、それから選挙公報の掲載順序のくじ、氏名掲示の掲載順序のくじ、１１月１７日が選挙立会人のくじを行います。１１月１８日、１９日ですが、選挙管理委員会と明るい選挙推進協議会の合同会議があります。また、１９日には選挙会、開票もでございます。明けて２０日が当選者への当選の告知、それから当選証書の付与となります。また、選挙管理委員会、明るい選挙推進協議会の委員の皆様には、期日前投票における投票立会人を、当番制を組ませていただいております。お一方につきまして２回程度になるかと思いますが、お願いしたいと考えております。その日程につきましては、日程案が出来次第お願いの文書と共にご自宅の方に発送させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>１２ページをご覧ください。こちらがみよし市長選挙の選挙長及びその職務を代理すべき者の案でございます。「選挙長」という職がございまして、公</p>

職選挙法に規定がされております。その抜粋を下の方に載せさせていただいておりますが、選挙長は各選挙ごとに置くこととなっております。選挙長は、当該選挙の選挙権を有する者の中から当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の選任した者をもって、これに充てるとされております。また、選挙長は、選挙会に関する事務を担当するという規定となっております。また、公職選挙法施行令では、選挙長に事故があり又は欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、当該選挙の選挙権を有する者の中からあらかじめ選任しておかなければならないという規定がございますので、この議題で挙げさせていただいております。みよし市長選挙の選挙長については伊豆原委員長に、選挙長職務代理者につきましては三浦職務代理者をお願いをさせていただきたいと思っております。

13ページをご覧ください。ポスター掲示場の設置数についてということでございます。ご存じかとは思いますが、選挙の度に市内に候補者の選挙運動用のポスターを貼ることができる、公営ポスター掲示場というものを設置いたします。こちらは今回のみよし市長選挙におけるポスター掲示場の設置数についての表でございます。ポスター掲示場の設置数につきましては、公職選挙法施行令で規定がございまして、投票区ごとの選挙人名簿の登録者数と投票区の面積に応じて法定の設置数が規定されております。みよし市で申し上げますと、人数が5,000人を超えるのか超えないのか、面積が4平方キロメートル未満なのか、4から8平方キロメートルなのかというところがポイントとなっております。上段の表の右側に該当する投票区を記載しております。基準となる選挙人名簿登録者数は今回の定時登録でもって決まりますので、下の表は、今回の投票区ごとの登録者数と投票区の面積、それに応じたポスター掲示場の設置数が記載されており、全体の設置箇所数としましては66箇所ということとなります。14ページの方に66箇所の一覧を載せさせていただきましたのでご参照いただきたいと思います。

15ページをご覧ください。ポスター掲示板の規格についてということで、先程説明させていただきましたポスター掲示場に設置する掲示板の規格等でございます。今回の選挙のポスター掲示場のポスター掲示板につきましては、材質はアルミ製です。設置方法につきましては、フェンスやブロック塀がある場合はそのフェンスやブロック塀に固定するやり方、これらが無い場合は杭等の支柱を立てて設置する方法で考えております。寸法等でございますが、規格につきましては全体で4区画、その並びとしましてはご覧の数字の順で、届出順にポスターの掲示をしていくこととなります。

16ページをご覧ください。投票所について、今回の選挙の投票所の一覧を載せさせていただいております。みよし市では現在、8の投票区がございます。それぞれの投票区につきましては、その投票区に存する小学校の体育館を利用させていただきます。ただし、天王投票区につきましては、新屋児童館を使用して投票所としたいと考えております。

17ページをご覧ください。個人演説会等公営施設の一覧表でございます。選挙の際には、候補者の方が選挙運動の為に個人演説会を開催することができます。そのうち、公職選挙法の第161条で規定しているのですが、学校及び公民館、地方公共団体の管理に属する公会堂、それから選挙管理委員会が指定する施設につきましては、公営施設ということで一人の候補者が1つの施設で1回に限り、その施設使用料を選挙管理委員会が負担し無料で使用できることとなっております。ご覧いただいている表は、市内でこの規定に当てはまる施設、43箇所の一覧表でございます。学校、公民館、それから公会堂に当たるところが番号で申し上げますと1番から22番の施設でございます。23番以降は、選挙管理委員会指定させていただいた施設でございます。主に地区の集会施設等を指定させていただいております。

18ページをご覧ください。今回の選挙の投票用紙についてでございます。投票用紙の大きさは8.0cm×12.8cm、材質はBPコート紙、いわゆるプラスチックでコーティングされた、破れにくく折り曲げても元の形状に戻りやすい紙でございます。作成部数は47,000枚、色につきましては桃色で、印字は黒色で作成したいと考えております。様式につきましては、ご覧いただいているとおりです。

19ページをご覧ください。今回の選挙の開票事務等予定時刻についてでございます。開票場所は三好公園の総合体育館で実施したいと考えておまして、その開票時刻は、午後8時に投票を締め切りまして、投票結果の結了作業が終わり次第ということですが、午後9時10分を予定しております。そこから開票作業を開始しまして、開票結果の中間報告の第1回目の予定時刻を午後9時45分としたいと思います。それから15分毎に発表をさせていただきまして、終了の見込みとしましては午後10時30分頃を予定しております。参考としまして、前回4年前が無投票でしたので、そのさらに4年前の町長選挙の開票速報の結果を載せさせていただいております。

20ページをご覧ください。みよし市長選挙の立候補予定者説明会についてでございます。10月19日の木曜日に立候補予定者説明会を予定しております。立候補予定者説明会というのは法に基づくものではないのですが、立候補を考えてみえる方が選挙管理委員会の開くこの説明会にご参加いただくことで、法令に則った公正な選挙運動を実施していく為の説明を受けたり、また立候補後の選挙運動に必要な、選挙管理委員会等への届出書類、その他の説明をさせていただくことで滞りの無い選挙の執行に繋がるということで、開催をするものでございます。参加される方につきましては立候補を考えてみえる方の他に、選挙運動について豊田警察署、また選挙郵便の関係もございまして、三好郵便局などにもご協力をお願いして、説明をしていきたいと考えております。説明につきましては、今ご覧いただいている資料とは別に、お手元に配布させていただきました「候補者・運動員のために」等の冊子でもって説明をしていきたいと考えているところなのですが、こちら

はまだ事務局の方で校正作業をしておりますので、未定稿ということでご了承いただきたいと思っております。それから、説明会では事前審査についての予告を考えております。参考としまして21ページ、22ページに、みよし市役所3階の研修室で実施する立候補予定者説明会の会場図を載せさせていただいておりますので、またご覧いただければと思います。

23ページをご覧ください。こちらは立候補届出書類・車両等の事前審査についてでございます。こちらも立候補予定者説明会と同様に法に基づくものではございませんが、選挙運動の関係で選挙管理委員会に届出をする書類、特に11月12日の立候補の届出日に提出する書類などに不備等がございましたら、最悪の場合その方が公職の候補者となることができないという事態も考えられます。ですので、これらの書類を事前に選挙管理委員会内で内容等を確認することで、滞りの無い立候補の届出等が実現するよう実施するものでございます。内容といたしましては、立候補の届出書類等の内容の確認、それから選挙運動用に使用する自動車の看板、拡声器等は事前に警察の許可が必要ですので、それらの事前の確認を予定しております。24ページ、25ページの方に、届出に必要な書類の一覧を載せさせていただいておりますので、またご参照いただければと思います。26ページ、27ページは、その事前審査の会場の配置図になりますので、こちらの方も併せてご参照ください。

28ページをご覧ください。みよし市長選挙の選挙公報でございます。みよし市では、市長選挙または市議会議員選挙につきましても、みよし市選挙管理委員会では選挙公報の発行を行っております。今回のみよし市長選挙におきましても、候補者から提出された原稿をそのまま掲載し、選挙公報を発行しようと考えております。選挙公報の様式等につきましては、縦長のいわゆるタブロイド版でございます。くじで決定した掲載順序によって一番の方が上段、二番の方がその下段、三番の方が裏面にいきまして裏面上段、四番の方がその下段というような順に掲載し、発行したいと考えておりますのでよろしくお願いたします。

29ページをご覧ください。こちらはみよし市長選挙における啓発標語の募集要綱でございます。本日9月1日の広報みよしで、市長選挙の啓発標語を募集させていただいております。応募のあった標語につきましては、9月19日に開催されます審査会で明るい選挙推進協議会の皆様と共に1点の作品をお選びいただきまして、その選ばれた標語でもって、みよし市長選挙の啓発標語とさせていただきます。選挙啓発資材等に印刷をしたり、市長選挙の期間中に使用していきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

説明は以上となります。

伊豆原委員長

ありがとうございました。ただいま書記から説明がありましたが、質問等

	<p>ございましたらよろしくお願いいたします。</p>
三浦職務代理者	<p>よろしいでしょうか。選挙人名簿は、いつをもって締め切るのでしょうか。例えば今日のような定例会での登録は、1日を基準日としていますよね。</p>
塚崎書記	<p>選挙人名簿につきましては、本日のような年に4回ある定時登録とは別に、選挙の際に行う選挙時登録というものがございます。今回のみよし市長選挙の場合においても、11月11日に選挙時登録の選挙管理委員会の開催をお願いしたいのですが、その際の基準としましては11月11日基準日の11月11日登録ということをお願いをしたいと考えております。</p>
坂口主幹	<p>資料で申し上げますと、11ページに日程表がございます。そちらの11月11日の欄をご覧いただければと思いますが、こちらで選挙管理委員会を開かせていただきまして、選挙人名簿の登録を予定しております。</p>
内田委員	<p>14ページにポスター掲示場設置場所一覧がありますが、これは場所はもう固定なのですか。</p>
塚崎書記	<p>固定ではないです。</p>
内田委員	<p>必要であれば見直しをするようなこともできるのですか。</p>
塚崎書記	<p>はい。見直しできます。</p>
内田委員	<p>今回については、前回と同様ですか。</p>
塚崎書記	<p>前回の参議院選挙に加えて、黒笹投票区で人数が増えたものですから、1箇所追加させていただくこととなります。</p>
内田委員	<p>もし見直しをする場合は、事務局の方に提案していただいて、選挙管理委員会で承認をするというような流れになるのですか。</p>
塚崎書記	<p>そうですね。</p>
内田委員	<p>例えば三好ヶ丘駅にあると凄く目立つと思うのですが、どうしてあそこには無いのでしょうか。目立ち過ぎて邪魔になってしまうのでしょうか。</p>
塚崎書記	<p>より目に付く場所のご提案をいただければ事務局で考えていきたいと思えますので、ご提案いただければまた検討させていただきます。</p>

伊豆原委員長	基本的には私有地よりも公有地ですよ。
塚崎書記	そうですね。有権者の方に見ていただきたい場所の中で、手続き的な話なのですが、ご了解をいただけそうなのはやはり公有地なのですが、そういった適当な場所が無い場合は民間の管理されている場所も考えながら設置をさせていただいております。
伊豆原委員長	緊急な場合でも対応が可能な場所、という要素もありますよね。
塚崎書記	そうですね。
伊豆原委員長	それから先程の選挙人名簿の登録なのですが、11月11日ということでしたが、選挙当日の登録というのもあるのですか。
塚崎書記	当日の有権者というのがございますね。よく投票率の分母に使うものなのですが、これは選挙人名簿の登録者から、登録から選挙期日までの間に投票ができなくなってしまった方を引いた数になります。今回の市長選挙で申し上げますと、例えば登録から選挙期日までの間に転出をしてしまった方は、市外に転出してしまった時点でみよし市長選挙の選挙権を有しなくなります。そういったことで選挙権を有しなくなった方を除いた数が、いわゆる選挙期日当日の有権者数となりまして、選挙の当日に改めて集計をさせていただくこととなります。
伊豆原委員長	それが最終的な有権者数ということですね。
塚崎書記	そうですね。
三浦職務代理者	もう一度よろしいですか。11月11日の何時をもって締め切られるのですか。
塚崎書記	11日が基準日となりますので、11日になったその時点で選挙権を有する方、つまり11日の午前0時ですね。
内田委員	実質的には、10日の夕方です事務は終わっているのですよね。
塚崎書記	そうですね。
三浦職務代理者	変な話ですが、11日に亡くなれた方はどうなるのですか。当然入場券は

	<p>事前に送ってみえますよね。</p>
<p>塚崎書記</p>	<p>11日にお亡くなりになった方につきましては、11日の選挙時登録者数の数には含まれるのですが、当日の有権者にはならないですね。</p>
<p>内田委員</p>	<p>投票率の分母には含まれるのですか。</p>
<p>塚崎書記</p>	<p>いえ、投票率の分母からも外れてしまいます。</p>
<p>原田委員</p>	<p>その方には、入場券も発行されないのですか。</p>
<p>塚崎書記</p>	<p>入場券につきましては、郵送にかかる時間もございますし、特に今回のように期間の短い選挙ではなるべく早く有権者の方にお届けしたいと考えております。これはあくまでも事務局の案なのですが、11月8日に事前審査がございますが、これに書類等を持って来てみえる方はまず立候補のご意思がある方なのだろうということ踏まえまして、12日が告示日なのですが、それよりも早く入場券を発送してはどうかという案は持っているところなのですが、いかがでしょうか。</p>
<p>原田委員</p>	<p>事前審査の状況によって、ということですね。</p>
<p>塚崎書記</p>	<p>そうですね。11日が登録日にはあるのですが、電算処理でそれよりも早めに登録予定の方を割り出しまして、入場券の発送準備を事前にさせていただきまして、投票になると見込まれる場合には、有権者となる予定の方にお早めに入場券をお届けできればと考えております。</p>
<p>内田委員</p>	<p>よろしいですか。話が変わるのですが、ご覧になった方もいらっしゃるかもしれませんが、6月の中日新聞にこんな記事が載っていました。知的障害者の方が投票に来られたのですが、その方はご自身のお名前がしゃべれない方でして、投票事務をしていたおそらく市の職員の方だと思うのですが、本人確認ができないということで撥ね付けてしまったようです。現状、本人確認というのはどのような形でやられていますか。おそらく氏名や生年月日で確認されていると思います。これは各務原市の例なのですが、そちらでも投票人に氏名をおっしゃっていただいているようです。けれどその方は知的障害があって上手く言葉がしゃべれなかった。お母さんが一緒に付いて行ったようなのですが、ある時は投票ができたのですがこの時は投票ができなかったということで選挙管理委員会に伝えたところ、明らかに不適切な対応だったということで選挙管理委員会が謝罪したという記事です。</p> <p>つまり何かと言いますと、今回作っていただいたこの資料は投票される側</p>

	<p>の注意事項ばかりのようですが、市の投票事務の手引きのような、投票事務をする上で何かポイントとなるようなことをまとめたようなものはあるのでしょうか。</p>
塚崎書記	<p>用意いたします。職員向けの説明会も行います。</p>
内田委員	<p>作られるのですね。そういったものも私たちにもいただけると助かります。</p>
塚崎書記	<p>そうですね。しゃべったりすることが不自由な方に対しては、その方の意思を何らかの方法で確認するようにしています。しゃべれなかったり目が不自由であったり、色々な方がいらっしゃると思いますが、例えばこちらから積極的にその方の情報を引き出すような言葉の工夫をしたりですか、その方が伝えたいことを何らかの方法で引き出す努力をさせていただいて、それでもって選挙人名簿との照合をいたします。</p> <p>代理投票とってお身体が不自由な方に代わって事務職員が投票用紙を書かせていただく場合もあるのですが、その場合についても、その方がどの候補者に票を入れたいのか、とにかく身振り手振りでも良いものですからしっかり確認させていただいた上で代理記載させていただき、それに間違いが無いかどうか確認していただきます。そういったことは事務従事者にしっかりと伝えていきたいと考えております。</p>
内田委員	<p>この新聞の一例ですと、療育手帳の提示を求めれば本人確認ができたのではないかということです。それから代理投票の件も、代理投票は公務員しかできないということになっているそうですね。法律か何かで。</p>
三浦職務代理者	<p>代筆は選挙管理委員会に限るというようなことを前に新聞で読んだことがあるような気がします。例えば要介護者ですとかご自分で字が書けない方もいらっしゃると思いますよね。そういった方が家族の方と一緒に来て、家族の方が書いてはいけないのですよね。</p>
原田書記長	<p>いけないですね。</p>
内田委員	<p>言葉が不自由な方ですと、なかなか伝わらないですよね。お母さんであったら何となく意思表示ができる、分かってあげられるけれど、市の職員の方だと分からないということもありますよね。</p>
岡田副主幹	<p>例えば投票したい候補者の方を指で差しいただくとか、「この方ですか？」とお声掛けしながら私どもが順に指を差し置いて領いていただくとか、そういったことでもご意思の確認をさせていただいております。</p>

内田委員	目の不自由な方への対応も大丈夫ですか。
塚崎書記	点字器を用意させていただいております。
内田委員	要は、私たちにしてみれば何万票の一に過ぎないですけども、本人にしてみれば投票ができるかできないか、0か100かですから、やはりそういったことには注意しないとイケないですよ。
野々山課長	そうですね。せっかくわざわざ来ていただいておりますから、色々な方法を模索して、多少時間はかかっても投票していただきたいという気持ちでやっております。
塚崎書記	また事務従事者用の手引きができましたらお渡しさせていただきます。
伊豆原委員長	<p>他にご質問等ございませんか。ご質問等無ければ、ただいまから採決に移りたいと思います。</p> <p>議題（3）みよし市長選挙に執行について、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">＜異議なし＞</p>
伊豆原委員長	<p>ご異議ないようですので、議題（3）みよし市長選挙の執行については、承認されたものといたします。</p> <p>最後に3その他ですが、何かございましたらお願いいたします。</p>
塚崎書記	9月19日の日ですが、選挙啓発標語等の審査がございます。それから立候補予定者説明会の日が近付いて参りましたら別途当日の案内文をお送りさせていただきますと思いますので、そちらの方もまたよろしく願いいたします。
伊豆原委員長	<p>ありがとうございました。それでは、これをもちまして本日の選挙管理委員会を終了いたします。</p> <p>本日は、ありがとうございました。</p>